

燃料油使用者への規制

現行の法令体系

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

第19条の21 第1項

政令で定める海域ごとに政令の基準に適合する燃料油を使用しなければならない。

第19条の21 第2項

硫黄酸化物低減装置(スクラバー)を設置し、使用する場合は、前項の規定を適用しない。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

第11条の10

一般海域における硫黄分濃度の基準は3.5%以下

改正の方向性※:

硫黄分濃度の基準を3.5%以下から0.5%以下へ改正

改正時期:2018年中を目処

施行時期:2020年1月1日

※ 具体的な改正案については、今後検討

燃料油販売者・生産業者・輸入業者への規制

現行の法令体系

揮発油等の品質の確保等に関する法律

第17条の11

重油販売業者は、省令で定める重油規格に適合しない物を、船舶等の燃料用の重油としてその使用者に販売してはならない。

第17条の12 第1項

重油生産業者は、当該重油が重油規格に適合することを確認しなければならない。

第17条の12 第2項

重油輸入事業者は、当該重油が重油規格に適合することを確認しなければならない。

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則

第32条

重油の硫黄分の規格は3.5%以下。

2020年1月1日のSO_x規制強化の開始に対応するため、左の政令改正に合わせた措置を検討する。